

H27-4-8 FAX (印)

■公開質問状の内容

質問事項

質問事項の回答は、4月8日(水)までに、一般社団法人奈良県聴覚障害者協会事務局あて、メール (since1948-nda@kcn.jp) もしくはFAX(0744-29-0134)までお願いいたします。

1. 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県における「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください。

早井理事が行われた様に、奈良県においても早急に条例を制定すべき。

2. 奈良県の就職事情

奈良県内にある奈良県立ろう学校は在校生数が全国的にもトップクラスといわれるほどよい評判をいただいています。しかし、卒業後は奈良県内の企業の求人が少なく、また大学等進学校も少ない状態で、やむを得ず他府県に転出してしまいうケースが年々増えてきています。

また、県内に就職している聴覚障害者やこれから県内に就職を考えている聴覚障害者も県内に求人が少なく、求人があっても「電話ができること」が条件で聴覚障害者は門前払いという企業も少なくありません。このような状況に対して、貴殿のご見解をお聞かせください。

障害者雇用については、職種調査を詳細に行い、優遇規制の強化も含め、義務付けに近似的な制度の構築の必要あり。

3. 手話通訳者の働く場の確保

厚生労働大臣公認の「手話通訳士」という資格があります。しかし現在、厚生労働大臣公認である手話通訳士を取得してもそれを活かせる場面が極端に少ない状況にあります。せつ

かく取得した資格を有効に活用するためにも、手話通訳者が業務として働く場所を拡充することが急務であると考えています。貴殿のご見解をお聞かせください。

法制のため、行政職に手話通訳者の配置義務を課す必要
ある。行政が行わなくて、民間に波及する訳がない。

4. 高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されていますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごしている状況が報告されています。

高齢聴覚障害者という、高齢者全体で見ると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料を支払いしているので、聴覚障害者のニーズにあった介護保険サービスを受ける権利を有してると考えます。このことについて、貴殿のご見解をお聞かせください。

介護計画の策定時に公正公平な制度となる議題提案が必要
である。後は介護会計の内訳であり、内容をやること。

5. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

必要な施策は多々あるが、行政において徹底して聴覚障害者に対
する自由度を高める対策が必要である。現在の行政は言わねば何
もない。人権問題として対応すべき。

最後にご氏名をお願いします。

川田 裕